

SSHCONニュース

第87号 発行日：令和6年8月18日

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部

・TEL 048-649-8617 ・Fax 048-649-8618

・〒 330-0804 さいたま市大宮区堀の内町1-116-1 安藤ビル3F

・支部 URL <http://jashcon-saitama.com/>



8月に入っても暑い日が続いています。気象庁の発表によれば、東日本の7月の平均気温は、1946年の統計開始以降、東日本では1位タイの高温となりました。8月も記録的な暑さになる可能性があり、熱中症の危険度が高まりそうです。花の都パリの100年ぶりに開かれたオリンピックは、17日間の日程を終え、日本選手団は金メダルの数でもメダルの総数でも、海外で開かれた大会での最多数を更新しました。競技種別、選手一人一人について見れば明暗は分かれますが、思うような結果が得られなかった選手にもエールを送りたいと思います。写真のやまゆりは、国営武蔵丘陵森林公園で撮影しました。夏の森林公園を代表する花で、「ユリの女王」と言われています。7月中旬から下旬が見ごろだそうです。

暑い日が続きますので、お体には十分お気をつけください。会員皆様のますますのご活躍をご祈念いたします。
(事務局広報部)

ニュースの主な内容

1. 通常総会報告	2
2. 研修部だより	4
3. 事務局だより	5
4. 日本労働安全衛生コンサルタント会本部「功績賞」受賞に寄せて	7
5. 事業部会への新入会員のお知らせ	8
6. 最近の報道より	11

1. 通常総会報告

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部の第34回通常総会が、令和6年6月12日に、おおみや市民会館にてハイブリッド形式にて行われました。

通常総会は、来賓に川又裕子埼玉労働局健康安全課長様、星野定美(一社)埼玉労働基準協会連合会専務理事様および武田昌代(独法)労働者健康安全機構埼玉産業保健総合支援センター副所長様の臨席のもと次第に沿って実施されました。

川又課長様、星野専務理事様および武田副所長様からご挨拶を頂きました。

その後、議事に移り、第1号議案から第5号議案まで、参加者全員の賛成にて承認されました。また、役員の改選が実施され、中澤支部長が再任され、他の役員も承認され通常総会を終了しました。

総会后、情報交換会が行われ、活発な意見が交わされました。(椎名総務部長)



- ・今年度は、役員改選が行われ新役員が次のように決定しました。

相談役	赤木 勝		新任
-----	------	--	----

役員	氏名	役職	備考
幹事	中澤 富夫	支部長	再任
幹事	小北 悟	副支部長兼事務局長	再任
幹事	堀江 成治	副支部長	再任
幹事	井上 順次	副支部長兼事業部会長	新任
幹事	椎名 孝夫	総務部長	再任
幹事	田中 正司	会計部長	再任
幹事	青木 行宏	広報部長	再任
幹事	森 玄正	業務部長	新任
幹事	大越 時夫	企画部長	新任
幹事	真崎 伸一郎	研修部長	新任

監事	正源司 均		再任
監事	石田 亨		新任

(事務局広報部)

総会終了後は場所を居酒屋やまに場所を移し、情報交換会が開催されました。

情報交換会では、新しく支部会員となった３人の方に自己紹介及び自己ＰＲ等を行って頂き、和やかな雰囲気盛会裏な情報交換会となりました。

(井上事業部会長)





2. 研修部だより

埼玉支部研修部会主催の定期研修会（第 132 回）を令和 6 年 7 月 26 日にハイブリット形式（市民会館おおみや+Zoom 利用）で開催いたしました。

講演テーマは以下の通りです。

・ 講演テーマ

●講師：石田 亨 氏

- ・ 化学物質管理関連法規
- ・ 化学物質のリスクアセスメント

●講師：堀江 成治 氏

- ・ 濃度基準値
- ・ 作業環境管理専門家と化学物質管理専門家
- ・ 埼玉支部における化学物質管理への取組み

開催場所は大宮東口の近くにあるコミュニケーションセンター6階の集会室6を使用しました。猛暑の中、会場参加者 12名（Zoom 参加者 5名）でした。

今、注目が集まっている化学物質について法的な側面や濃度基準値など専門的な講演が行われました。今後、リスクアセスメント対象物質や濃度基準値に関する問い合わせが増加すると考えられるため、大変参考になりました。（真崎研修部長）

3. 事務局だより

令和6年度第1回幹事会(Web)が令和6年5月11日(土)にリモート会議方式で開催されました(下記報告事項は、5月11日時点の情報に基づいて記載しています)。

I 報告事項

1. 支部長報告

支部の固定電話の設備更新が終わりました。

4月2日に田中会計部長と銀行の残高証明を取って内容を確認したところ、問題無く処理されていました。本部への報告も終わりました。

2. 事業部会各部からの報告

(1)企画部

特になし。

(2)研修部

埼玉支部研修会(第132回)のテーマは、化学物質管理関連の研修会を予定。

講師：粉川講師(講演テーマ：保護具)⇒別の日程(次回10月に予定する)

講師：石田講師(予定)

講師：堀江講師(予定)

実施形式は、ハイブリットなら「さいたま市民会館おおみや」+Zoom

実施日(候補)：7/1(月)、7/16(火)、7/26(金)、7/31(水)

研修時間：13:00~15:20(講師2名×1時間)で2CPD

(3)業務部

2024年度は2件、相談がありました。2件とも成約しました。

支部のホームページに化学物質関係を掲載しました。

3. 事務局及び各部からの報告

(1)総務部

会員及び事業部会員の入会・退会

	入会	退会
支部会員	山岸丈人さん(電気) 伊藤英博さん(化学、労働衛生工学)	和田鐵男さん(土木) 大濱 豊さん(衛生) 服部浩一さん(衛生)
事業部会員	山岸丈人さん(電気) 伊藤英博さん(化学、労働衛生工学)	なし

(2)広報部

S SHCONニュース 86号発行(5月8日)

(3)会計部

支部会計の現状に関して、小北事務局長から説明がありました。

Ⅱ 審議事項

1. 石田相談役が本部会長功績賞を受賞されました。
2. 支部イベント用 WiFi ルーターの購入について、森研修部長から提案があり、了承されました。
3. 支部当番について、11：00～15：00 の時間帯にフレックスタイム制を導入することについて石田相談役から提案があり、了承されました。6 月 1 日からの導入に向けて井上業務部長から関係者に連絡する予定。
4. 第 34 回埼玉支部総会議案書(案)の審議

Ⅲ 次回幹事会の予定

2024 年 9 月 7 日(土) 14:00～

4. 日本労働安全衛生コンサルタント会本部「功績賞」受賞に寄せて

埼玉支部 監事 石田 亨

この度、日本労働安全衛生コンサルタント会会長功績賞を頂くことができました。これも偏に、皆様のご支援の賜物と御礼申し上げます。私にとっては“もう少し頑張りたい”といった意味で頂きました。

その為には、健康を維持することが最大の条件となります。これからも健康に留意して頑張りたいと思っております。

さて、顧みれば埼玉支部の事業部会に入会しましたのが、2005年(平成17年)4月1日ですので、早いもので19年が経過しました。入会当時は労働安全衛生に関して殆ど無知でしたが、何とかここまでやってこられたのは、周囲のみなさんのご支援の賜物と感謝致しております。

井戸を深く掘るには、間口が大きくなないと深く掘れません。仕事も間口を広げて中身も深めて行こうと思っています。

又、“芸は身を助く”ともいいます。資格を取ることも芸の内の一つと捉え、機会があればこれからもいろんな資格への挑戦もしていきたいと思っています。

TVのコマーシャルに“今日の自分を越えることサ”というのがあります。素敵な言葉ですね。



5. 事業部会員への新入会員のお知らせ

	氏名	篠原 昭司
	種類 登録番号	機一第 869 号
	事務所名称及び住所を記載： 篠原労働安全コンサルタント事務所 埼玉県新座市石神 1-9-25 E-mail; spw29x59@clear.ocn.ne.jp TEL/FAX 042-477-6051 携帯 080-3435-3379	
資格・その他		
第一種衛生管理者、RST（職長教育講師）、OSHMS 内部監査者、第二種ボイラータービン主任技術者、甲種鉱害防止係員、高圧ガス乙種機械、破砕・リサイクル施設技術管理士、潜水士		
専門事項 特許 著書その他特筆すべき事項		
プラント、機械設備の機械安全： 非鉄金属メーカーの工務部門所属として、銅製錬所、超硬製品工場、家電リサイクル工場、一般廃棄物処理施設等でメンテナンス、エンジニアリング業務を経験し、施設の改善、新増設、プラント建設等に携わり、製錬所、各工場の安全衛生推進、体制強化に努め、本社で安全衛生推進統括者として全社の安全衛生推進強化を進めて参りました。		
その他備考		
この度、非鉄金属メーカーを退職し、労働安全コンサルタントの業務を始めるため、令和 6 年度より事業部会に入会しましたのでよろしくお願い致します。		

	氏名	伊藤 博英
	種類 登録番号	化学 第 626 号 衛生工学 第 927 号
	事務所名称：伊藤博英労働安全・衛生コンサルタント事務所 住所：埼玉県さいたま市浦和区神明 2-22-28 E-mail; itohrhd@gmail.com TEL/FAX 090-7730-2230	
資格・その他		
危険物取扱者（甲種） 技術士（化学・総合技術監理）		
専門事項 特許 著書その他特筆すべき事項		
OSHMS の仕組みづくり・維持活動 安全衛生教育 化学物質管理、リスクアセスメント、安全巡視等の活動づくり		
その他備考		
ファインケミカル製品の製造会社に赴任してした際に、3 か月連続で労働災害が発生、安全衛生コンサルタントによる安全衛生の再教育を受ける経験を経て、安全衛生活動の重要性を再認識して、安全衛生コンサルタントを目指しました。 現在中小企業診断士の登録養成課程を履修しており、中小企業に寄り添った安全衛生活動に貢献していきたいと考えています。		

	氏名	大越 時夫
	種類 登録番号	安全 化 第 608 号
	事務所名称及び住所を記載： 大越技術士安全コンサルタント事務所 〒338-0002 さいたま市中央区下落合 1086-4-807 E-mail : okoshi34@outlook.com TEL :080-7395-5792	
資格・その他		
技術士（化学部門）、安全管理者選任時研修講師、RST トレーナ、衛生工学衛生管理者、第2種作業環境測定士、安全衛生責任者教育講師、第一種衛生管理者、化学物質管理者（製造事業所）、RA 研修修了、OSHMS リーダー研修修了、甲種危険物取扱者、有機溶剤作業主任者、公害防止管理者（大気1種）、低圧電気取扱作業特別教育講師、電験三種、電工2種		
専門事項 特許 著書その他特筆すべき事項		
・安全衛生教育の指導支援 ・リスクアセスメント（RA）及び危険予知活動（KYT・HHK）の指導支援 ・生産工程（加工・組立）の安全衛生診断・品質・効率改善等の指導支援		
その他備考		
総合電機メーカー（8年）、総合化学メーカー（33年）、異なった職種で、小規模ながら研究開発から生産立ち上げまで、国内及び海外（中国5年）子会社で経験しました。生産の効率化とともに内在し、それが顕在化した大小様々な事故・災害への対応・対策に携わりました。これからの労働人口・構成の更なる変化・変動に対し、安全衛生水準の向上と生産活動の両立を現場目線でお手伝いできたらと思っています。		

6. 最近の報道より

■厚生労働省その他の動き（気になる情報の抜粋）

月日	表題	概要
令和6年3月	建設業労働災害防止協会 令和5年度 ICTを活用した労働 災害防止対策のあり方に関する 検討委員会報告書	最新の ICT・デジタル技術の動向を踏まえ、作業場 所の巡視についての現状把握、遠隔巡視のメリ ットデメリット、導入に当たっての課題等を洗い出 した上で、対応の方向性がとりまとめられた。 https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/c3ed78ec93a24ab7c321114bfb3f33042588968.pdf
令和6年3月	建設業労働災害防止協会 令和5年度 木造家屋等建築工事安全対策委 員会 検討結果報告書	従来の墜落防止マニュアルにはしご・脚立対策の部 分を新たに追加し、法改正などに関する項目も併せ て見直している。 https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/12941fd84af9dc59a63373bfbf448e09c949da13.pdf
令和6年 4月30日	厚生労働省 基発 0430 第4号 労働安全衛生規則等の一部を改 正する省令の施行等について	「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決を踏まえ、「立 入禁止等」の法第20条及び第21条に基づく労働安 全衛生規則等の条文について労働者と同じ場所で 働く労働者以外の一人親方等に対しても労働者と 同等の保護措置を図る観点から改正されたもの https://www.mhlw.go.jp/content/001254086.pdf
5月8日	厚生労働省 厚生労働省告示第196号 「労働安全衛生規則第577条 の2第2項の規定に基づき厚生 労働大臣が定める物及び厚生労 働大臣が定める濃度の基準の一 部を改正する件」	https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252599.pdf
5月8日	厚生労働省 基発 0508 第1号 「化学物質による健康障害防止 のための濃度の基準の適用等 に関する技術上の指針の一部を改 正する件」について	濃度基準値設定物質が新たに112追加されたこと に併せて、主に確認測定の方法の記載ぶりについて 整理を行ったもの https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252603.pdf
5月8日	厚生労働省 基発 0508 第3号 「労働安全衛生規則第577条の	濃度基準を定める物質が、新たにアクリル酸等11 2物質が追加されるとともに、その濃度基準値が定 められた。

	2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について	https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252602.pdf
5 月 8 日	厚生労働省 令和 5 年 4 月 27 日技術上の指針 公示第 24 号 改正 令和 6 年 5 月 8 日技術上の指針公示第 26 号 「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」	※別表の下線部については令和 7 年 10 月 1 日適用 https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252600.pdf
5 月 8 日	厚生労働省 労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等（一覧） （Excel 版）	https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252610.xlsx
5 月 17 日	公益社団法人日本産業衛生学会 化学物質リスクアセスメントに基づく健康診断の考え方に関する手引き	自律的管理の一環として 4 月から始まっているリスクアセスメント対象物健康診断は、その要否の判断を医師（産業医）が行う必要があります。事業者からの問合せに適切に回答するために、産業医部会幹事会 化学物質管理WGでの検討の結果から、「化学物質リスクアセスメントに基づく健康診断の考え方に関する手引き」が公開されました。 https://www.sanei.or.jp/topics/recommendation/individual.html?entry_id=1360
5 月 27 日	厚生労働省 令和 5 年の労働災害発生状況を公表	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40395.html
5 月 27 日	総務省消防庁 「令和 5 年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要」の公表	令和 5 年中の事故件数は 397 件（前年比 38 件増）で、地震によらない事故（以下「一般事故」という。）が 395 件（前年比 46 件増）、地震による事故が 2 件（前年比 8 件減）でした。一般事故の発生要因は配管等の腐食疲労等劣化などの物的要因が 246 件（62%）、操作確認不十分などの人的要因が 119 件（30%）となっています。 https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/240527_tokusai_1.pdf

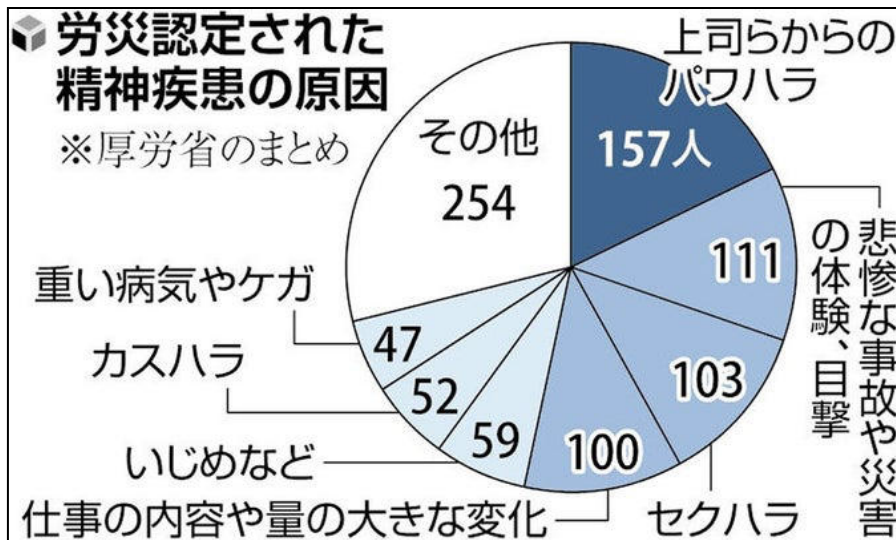
5 月 27 日	公益社団法人全日本トラック協会 第 6 回 働き方改革モニタリング調査について	2023 年 10 月時点の状況について、1,154 事業者にアンケート調査を実施した（集計率 55.1%）。時間外労働時間（法定休日労働を含まない）が年 960 時間を超えるドライバーがいるかを尋ねたところ、「いる」の割合は 25.9%で前回調査よりも低下した（前回調査 29.1%）。 https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2024/05/hatarakikata2024chosa.pdf
5 月 28 日	厚生労働省 個人事業者等の健康管理に関するガイドラインの策定について	個人事業者等の業務上の災害防止を図るため、個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的でガイドラインが策定された。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40367.html
6 月 27 日	厚生労働省 「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果」を公表	第 1 回化学物質管理強調月間のスローガン募集と併せて、令和元年～令和 3 年に「有害物との接触」によって発生した災害計 1,229 件について、分析結果を公表。業種別では「食料品製造業」がトップとなり、「化学工業」よりも多いことなどが分かった。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40963.html
7 月 17 日	厚生労働省 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（再周知依頼）	https://www.mhlw.go.jp/content/001276219.pdf

精神疾患で労災認定、過去最多 883 人…カスハラ原因は 52 人



仕事のストレスでうつ病などの精神疾患を発症し昨年度に労災認定された人は、過去最多を更新する 883 人（前年度比 173 人増）だったことが厚生労働省のまとめでわかった。労災の認定基準として昨年度から追加された「カスタマーハラスメント」が原因だったのは 52 人だった。

労災認定された人の年齢別では、40 歳代が 239 人と最多で、20 歳代が 206 人、30 歳代が 203 人で続き、39 歳以下の若年層が約半数を占めた。原因別では多い順に、「上司からのパワハラ」が 157 人、「悲惨な事故や災害の体験、目撃」が 111 人、「セクハラ」が 103 人だった。自殺や自殺未遂をした人は、前年度比 12 人増の 79 人に上った。



精神疾患で労災認定、過去最多 883 人…カスハラ原因は 52 人 © 読売新聞 提供

顧客らから理不尽な要求を突きつけられるカスハラは昨年 9 月、労災の認定基準に新たな類型として追加された。接客業や介護、看護などの職場で多く働いてい

る女性が被害に遭いやすいとされ、認定された 52 人のうち 45 人が女性だった。

厚生労働省の担当者は、精神疾患の労災が増えている理由について「精神障害も労災認定されるとの周知が進んだほか、認定基準の改正で心理的評価の項目が出来事別に拡充され、労働者が自分に起きた出来事がどれにあたるか判断しやすくなったこともある」と話している。

一方、過重労働などによって脳や心臓疾患を発症して労災認定を受けた人は、前年度比 20 人増の 214 人（うち死亡者は 56 人）。職種別では、トラック運転手などの「自動車運転従事者」が 64 人で最多だった。

（石田監事 情報提供）

次号は令和6年10月中旬頃発行予定です。皆様よりの情報提供を期待しています。

また、コンサルタント事例としての経験談（成功談でも失敗談でも）を募集しています。
それ以外の内容でも大歓迎です。寄稿をお待ちしています。

- ・今回のSSHCONニュースに対するご感想・意見等をお寄せ下さい。
- ・みなさんがお持ちの情報、写真等で会員みなさんに提供したいものがありましたら、連絡下さいますようお願い致します。